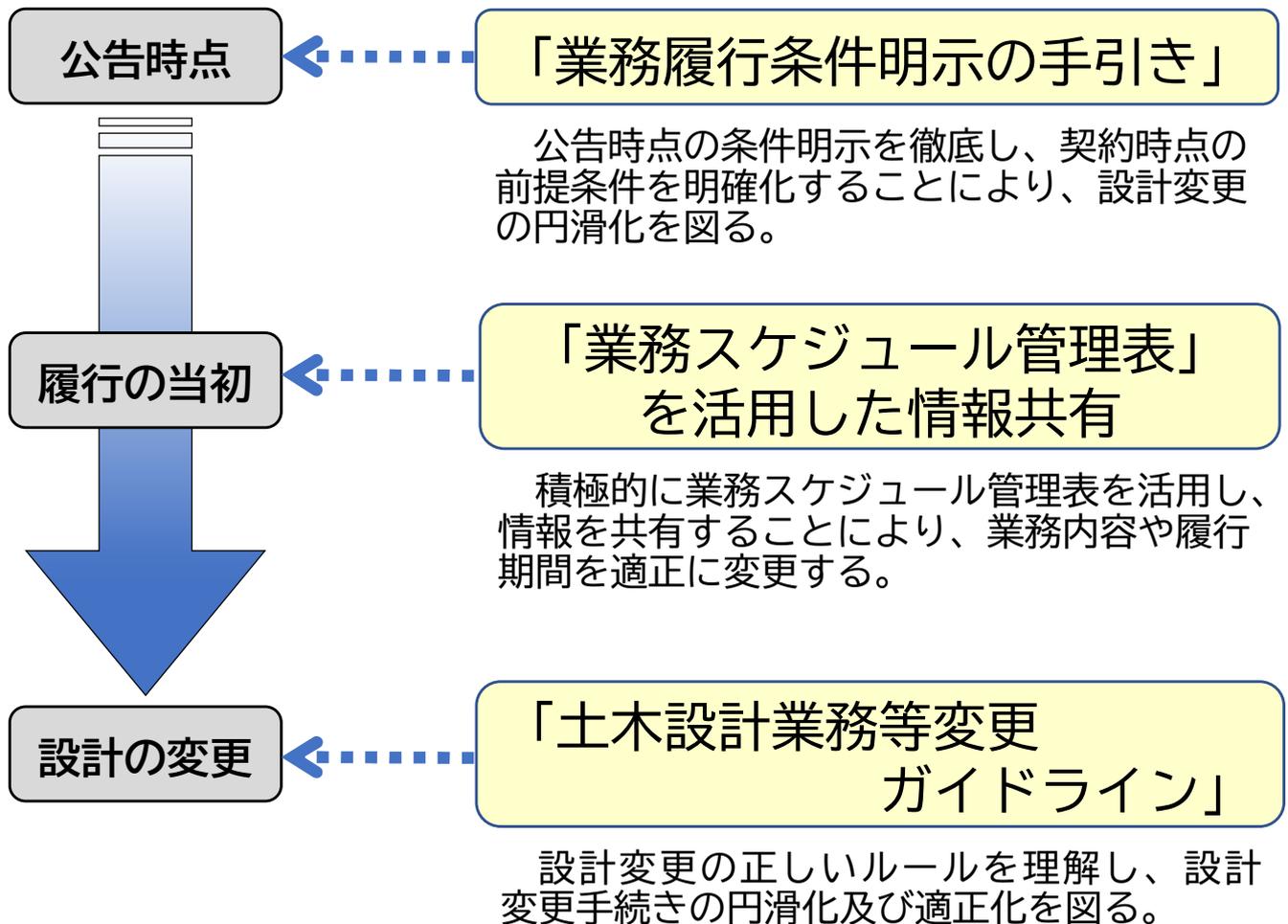

業務履行条件明示の手引き

令和8年3月
鹿児島県土木部

1	策定の背景P 1
2	業務工程における協議等の流れP 2
3	発注時における条件明示P 3
(1)	業務の目的P 4
(2)	基本設計条件P 4
(3)	業務スケジュール管理表P 5
(4)	特殊な条件P 5
(5)	現地踏査P 6
(6)	関連業務P 7
(7)	業務内容P 8
(8)	関係機関との協議P 9
(9)	打ち合わせP10
(10)	条件明示チェックシートP11
(11)	貸与資料P12
(12)	仮設設計P12
(13)	履行期間中の一部納品P13
	参考（設計条件の例）P14

- 最近の土木設計業務において、特記仕様書等に業務実施に必要な条件が明確に明示されていないため、業務の実施中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れなどの混乱が生じることがある。
- 一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第18号）」の第7条（発注者等の責務）第12項に「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。」が規定されている。
- このような背景のもと、良質な成果を適正な履行期間で得るための条件明示を図る「業務履行条件明示の手引き」を策定した。
- なお、本手引きは、現時点において、明示すべきと判断した内容であり、今後の状況を踏まえ適宜改定するものとする。

2 業務工程における協議等の流れ 鹿児島県



3 発注時における条件明示

発注時における特記仕様書等の書類の作成に関する留意点や記載例を次頁以降に示す。

- 特記仕様書
- 積算関係（特記仕様書・数量総括表・見積参考資料）

- (1) 業務の目的
- (2) 基本設計条件
- (3) 業務スケジュール管理表
- (4) 特殊な条件
- (5) 現地踏査
- (6) 関連業務
- (7) 業務内容
- (8) 関係機関との協議（資料作成）
- (9) 打ち合わせ
- (10) 条件明示チェックシート
- (11) 貸与資料
- (12) 仮設設計
- (13) 履行期間中の一部納品
- (14) 特記仕様書・数量総括表・見積参考資料

- ・ 本手引きの記載例はあくまで「例」である。
- ・ また、最低限必要な事項であり、すべてを網羅したものではない。
- ・ よって、各々の業務特性に応じた条件を適宜追加して明記すること。

(1) 業務の目的

特記仕様書

「業務の目的」をできるだけ具体的に明示する。

【留意点】

- ・ 業務の目的を具体的かつ明確に明示する。
- ・ 特に修正設計の場合については留意する。
※修正設計（予備修正、詳細修正など）の場合、業務の目的がわからないことが多い。



【記載例】

- ・ 既往「〇〇設計業務」の成果において〇〇地区の用地条件が変更となったため、修正設計を行い、工事発注用資料を作成する。

(2) 基本設計条件

特記仕様書

「業務内容」において、基本設計条件（道路規格、計画交通量、設計流量など）を明示する。

【留意点】

- ・ 各設計段階での必要な基本条件是必ず明示し、基本条件が決定していない場合は、その旨を記載すること。
- ・ 道路の地域・地形・車線数、橋梁の形式・形状等の補正は積算上重要なものであり、発注者と受注者で情報を共有する。

<基本条件例>

道路：道路規格、設計速度、計画交通量、車線数、完成or暫定など
河川：法線、護岸タイプ、環境護岸の配置、基礎工型式、施工法など
電線共同溝：参画企業など



【記載例】

- ・ 別添「参考（設計条件の例）」を参照。
（条件が決定しない場合の記載例）
- ・ 本業務は、No.〇～No.〇区間における〇〇〇の詳細設計を実施するものであるが、〇〇区間については基本事項が決定した後、別途提示する。

(3) 業務スケジュール管理表

特記仕様書

「業務スケジュール管理表」作成の対象業務であれば明示する。

【留意点】

- ・ 業務スケジュール管理表作成の対象は設計業務とする。
- ・ また設計業務と合わせて測量・調査業務が含まれている場合も対象。



【記載例】

- ・ 本業務は「業務スケジュール管理表」作成の対象とする。

(4) 特殊な条件

特記仕様書

基本設計条件以外にも特殊な条件や課題がある場合は明示する。

【留意点】

- ・ 河川：付帯施設、環境上の留意点、施工計画上の条件など
- ・ 道路：環境上の留意点、施工計画上の条件、用地取得状況など



【記載例】

- ・ 当該設計区間の施工に関する借地利用は〇〇地区のみ可能とする。
- ・ 当該設計区間のNo. 〇～No. 〇付近は、護岸形式が変化するため、高水護岸と低水護岸を別々に設計すること。護岸設計延長は、設計変更の対象とする。

(5) 現地踏査

特記仕様書

現地踏査の内容を超える調査が必要な場合は、現地調査として別途、
具体内容を明示する。

【留意点】

- ・ 現地踏査の内容は業種ごとに共通仕様書に記載されているが、その範囲を超える調査が必要な場合は、現地調査として別途、具体的内容を明示すること。
- ・ 特に、落石防護柵詳細設計において、落石の調査が必要な場合は別途計上すること。
- ・ 業務中に現地踏査の内容を超える調査の必要性が生じた場合は、設計変更の対象とするものとし、特記仕様書（変更）に明示する。



【記載例】

（当初現地調査を計上しない場合の記載例）

- ・ 受注者は、既往成果等により法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で確認するものとする。

なお、落石、転石等の調査が必要とする場合は受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。この場合、設計変更の対象とする。

【参考】

設計業務等共通仕様書

第6425条 落石防護柵詳細設計

(2) 現地踏査

受注者は、既存法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で目視等により確認するものとする。

(6) 関連業務、追加業務

特記仕様書

当該区間における測量及び地質調査等、隣接区間の設計など、関連業務は業務工程管理の重要な要素であることから、関連業務の範囲および工期などを明示する。

また、当該業務に測量及び地質調査等、隣接区間の設計など、追加が予定されている業務がある場合は、同様にその内容を明示する。

【留意点】

- ・ 当該業務に並行して実施する関連業務について、その範囲、内容及び工期を明示する。
 - ・ 当該業務に追加予定の業務（測量、設計、地質調査等）があれば、その内容を明示する。
- ※ 追加予定業務について履行期間前納品が必要であれば「⑪履行期間前の一部納品」参照



【記載例】

■関連業務

- ・ ○○測量業務 業務範囲
No. ○○～No. ○○付近、R○年○月～○月（予定）
- ・ ○○橋梁詳細設計
No. ○○～No. ○○付近、R○年○月～○月
- ・ ○○地質調査業務 業務範囲
No. ○○～No. ○○付近、ボーリング調査○本、R○年○月～○月

■追加予定業務

- ・ 本業務で橋台形状（基礎杭配置）が決定した後、ボーリング調査を追加し、本業務で変更する予定である。

(7) 業務内容

特記仕様書

地質調査及び測量等において、仮設条件、足場条件、標識の埋設方式等が参考資料、図面等から読み取れない場合には、その条件内容を明示する。

また、現地状況等により変更が生じる場合は、その旨も明示する。

【留意点】

- ・ ボーリング調査に付随する作業において、資機材運搬、準備・仮設作業等が、参考資料、図面等からその具体的な作業内容が読み取れない場合には、その条件を明示する。
- ・ 基準点測量において、標識の埋設方式及び標高の改定方式等が、現場条件等により変更が生じる場合はその旨を明示する。



【記載例】

■資機材運搬、準備・仮設作業

- ・ 現場内小運搬は、〇〇による運搬を想定している。現地状況等により変更が生じる場合は監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。
- ・ ボーリング足場仮設は、平坦地足場（高さ〇〇m超）〇カ所を想定している。現地状況等により変更が生じる場合は監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。
- ・ 給水費（ポンプ運転）については、〇〇m以上〇〇m以下の〇カ所を想定している。給水方法については、事前に監督職員と協議の上、決定する。現地状況等により変更が生じる場合は契約変更の対象とする。

■測量業務

- ・ 基準点測量：永久標識の埋設は、3級基準点の新点とする。
なお、埋設方式は、〇〇〇杭（9×9×60cm）を標準としているが、現場条件等により変更が生じた場合は監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。
- ・ 標高の改定：作業方法は、〇〇〇によるものとするが、現場条件等により変更が生じた場合は監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

(8) 関係機関との協議（資料作成）

特記仕様書

関係機関協議用の資料作成が必要な場合は、協議先と協議回数を明示し、実施回数に応じて、変更の対象とすることを明示する。

【留意点】

- ・ 関係機関協議用の資料作成が必要な場合は、協議先の関係機関及び協議回数を明示し、変更がある場合は調査職員と協議の上、設計変更の対象とする旨を明示する。



【記載例】

■関係機関協議用資料作成

- ・ 関係機関：河川管理者、交差道路管理者、警察、地元自治体、地元自治会
- ・ 協議回数：計10回
- ・ 上記内容に変更が生じる場合は調査職員と協議し、必要に応じて設計変更の対象とする。

(9) 打合せ

特記仕様書

業務内容に応じた妥当な打合せ回数を明示し、実施回数に応じて変更の対象とすることを明示する。

【留意点】

- ・ 打合せ回数は業務内容、工期、関係機関協議先などを考慮し、設定する。
- ・ 打合せ回数を明示し、変更がある場合は調査職員と協議の上、設計変更の対象とする旨を明示する。



【記載例】

■打合せ等

打合せは以下を想定している。なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、調査職員と協議し、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。

また、打合せを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 業務着手時 | 1回 |
| (2) 中間打合せ | 〇回 |
| (3) 成果物納入時 | 1回 |

(10) 条件明示チェックシート

特記仕様書

予備設計

→ 条件明示チェックシート（案）を作成することを明示する。

予備修正設計、詳細設計、詳細修正設計

→ 直前業務の条件明示チェックシート(案)を貸与し、追記管理することを明示する。

【留意点】

- ・ 直前業務の条件明示チェックシート（案）を確認し、適用開始前などの理由でシートが未作成の場合は、発注者が作成し、技術提案時の閲覧資料とする。



【記載例】

■予備設計

- ・ 条件明示チェックシート（案）の作成
本業務は、条件明示チェックシート（案）の活用対象業務である。
受注者は、業務の成果として、発注者が貸与する「条件明示チェックシート（案）」に必要事項を記入の上、業務完了時に調査職員に提出するものとする。

■詳細設計

- ・ 条件明示チェックシート（案）の活用
本業務は、条件明示チェックシート（案）の活用対象業務である。
受注者は、発注者が貸与する「条件明示チェックシート（案）」に記載された設計条件等を確認し、業務スケジュール管理表に反映するものとする。

(11) 貸与資料

特記仕様書

- ・ 貸与資料は業務実施に必要な資料とし、一覧表で明示する。
- ・ 貸与資料は初回打合せ時に貸与することを原則とする。
- ・ また、受注者から資料貸与の要求があった場合も速やかに対応する。
- ・ 貸与資料は、その保存状態（紙or電子データ）を明示する。

【留意点】

- ・ 資料の貸与が遅れると、業務工程に大きく影響するため、速やかに対応する。
- ・ 例えば、ダム点検等に必要となるダム管理データは、ダムによって保管状況が大きく異なり、作業量や業務工程に大きく影響する場合があるため、保存状態と数量を明示する。



【記載例】

資料の貸与及び返却

貸与する資料等は次のとおりとし、初回打合せ時に貸与する。

--- 一覧表 ----

(12) 仮設設計

特記仕様書

- ・ 仮設設計は、詳細設計に含まれるものではなく、必要に応じて計上する。

【留意点】

- ・ 発注前に予測が困難な場合が多いため、当初契約に入っていない場合は、変更契約の対象とする旨を明示する。



【記載例】

- ・ 仮設構造物の設計において、指定仮設による検討が必要な場合は、調査職員と協議し、契約変更の対象とする。

(13) 履行期間中の一部納品

特記仕様書

- ・ 関係機関協議、工事発注などの理由で履行期間中に一部納品する必要がある場合は、その理由と期日及び納品内容を明示する。

【留意点】

- ・ 特記仕様書に記載がなく、初回打合せ時や業務途中等に一部納品を要求することは業務工程に大きく影響する。



【記載例】

履行期間中の一部納品

本業務区間のNo. ○～No. ○については、工事の早期発注のため、○月○日までに工事発注用の図面や数量表を作成し、調査職員に提出するものとする。

【道路詳細設計の場合】

第 条 設計条件

- 1 設計条件は下記のとおりとする。
 - (1) 道路規格 第○種 ○級
 - (2) 設計速度 $V = ○○ \text{ km/h}$
 - (3) 横断面構成 別図に示すとおりとする
 - (4) 暫定計画 有り 無し
 - (5) 道路環境関連施設設計の有無 有り 無し
 - (6) 軟弱地盤の路床入れ替え、在来地盤改良等の有無
 - (7) 現道拡幅等の工事の施工途中の車線変更等の設計の有無
 - (8) 取り付け道路、付け替え水路等の指示
 - (9) 一般構造物○○の設計については、国土交通省及び建設省制定「土木構造物標準図集」によるものとする。

【擁壁詳細設計の場合】

第 条 設計条件

- 1 設計条件は下記のとおりとする。
 - (1) 構造形式
 - No○○～No○○ 片持ちばり式（逆T）擁壁
 - No○○～No○○ もたれ壁式擁壁
 - (2) 道路条件
 - 道路規格 第○種 ○級
 - 設計速度 $○○ \text{ km/h}$
 - 横断面構成 別図のとおり
 - (3) 設計条件
 - 裏込め土 盛土の場合 $C = ○ \text{ t/m}^2$ $\phi = ○○^\circ$ $\gamma = ○. ○ \text{ t/m}^3$
 - 切土の場合 現地条件により定める
 - 設計震度 No○○～No○○ 道路橋示方書に示される条件により行う
 - No○○～No○○ 条件に加味しない
- 2 下記の設計にあたっては建設省制定「土木構造物標準設計図」によるものとする。
 - ○○○○

【橋梁詳細設計の場合】

第 条 設計条件

- 1 設計条件は下記のとおりとする。
 - (1) 道路規格 第〇種〇級
 - (2) 設計速度 〇〇km/h
 - (3) 設計適用活荷重 〇活荷重
 - (4) 橋 長 $L = \text{〇〇〇} \text{m}$
 - (5) 幅員構成 $W = \text{〇〇} \text{m}$ (幅員構成の内訳)
 - (6) 径間割 〇径間連続
 - (7) 平面線形、縦横断勾配、斜角 別図参照
 - (8) 河川計画 河川名 〇級河川〇〇川、
計画洪水量 $Q = \text{〇〇} \text{m/sec}$

【築堤護岸詳細設計の場合】

第 条 設計条件

- 1 設計条件は、下記のとおりとする。
 - (1) 築堤・護岸諸元
築堤・護岸工の標準断面は、別途指示する
なお、護岸形式は、〇〇〇〇〇〇を標準とする。
 - (2) 河道諸元
計画河道平面図、計画河道縦断面図及び計画河道横断面図は別途貸与する。
 - (3) 施工条件
施工時期、施工時対象水位または流量、用地境界、環境条件等の施工条件は別途指示する。
- 2 下記の設計にあたっては、建設省制定「土木構造物標準設計図集」によるものとする。
 - (1) 〇〇〇〇
 - (2) 〇〇〇〇